

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針 となるべき事項（案）の概要

○技術指針改正の背景

現行の耐震診断及び耐震改修の指針（平成 7 年建設省告示第 2 0 8 9 号。以下「現行技術指針」という。）は、改正前の耐震改修促進法第 3 条に基づいて定められていますが、改正耐震改修促進法の施行に伴い、現行技術指針を廃止し、同法第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「新技術指針」という。）として新たに位置付けることとします。

○新技術指針の概要

新技術指針に規定する内容は、現行技術指針の内容を踏襲しますが、以下の点については、追加・変更を予定しています。

- ①耐震診断・耐震改修の指針の対象を特定建築物から建築物全般に拡大します。
- ②新技術指針は、現行技術指針第 1 ただし書の規定により国土交通大臣が当該規定と同等以上の効力を有すると認めた「木造住宅の耐震診断と補強方法」（（財）日本建築防災協会）に定める「一般診断法」を、木造建築物に関する内容として取り入れます。
- ③建築物の敷地に関する規定を追加します。

なお、現行技術指針第 1 ただし書の規定により国土交通大臣が現行技術指針と同等以上の効力を有すると認めた方法による耐震診断は、新技術指針においても引き続き有効とします。